

○事務行政（22-25）択一式（法律）問題例

問1 日本マイノリティに対する施策等に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。なお、「いわゆる」を付した法律名は略称である。

1. 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は、誰でも、自らの意思だけで、法令上の性別の取扱いの変更ができる旨を規定している。
2. いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」は、ネット上において、日本国民が日本国民に対して、合理的な理由なく、性別、出身地、容姿、職業などを理由に侮蔑的な言動をすることを禁じている。
3. いわゆる「障害者差別解消法」は、行政機関に、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために合理的配慮を行うことを求めている。
4. いわゆる「男女雇用機会均等法」には、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置についての規定がないため、現在、事業者これらハラスメントの防止措置を講じることを義務付ける規定を入れることが検討されている。
5. 近年、東京にアイヌ文化復興のナショナルセンター「ウポポイ」が開業し、アイヌ文化の復興の道筋がついたことに伴い、いわゆる「アイヌ施策推進法」は廃止され、アイヌ文化は「文化財保護法」によって保護されることとなった。

問 2 ㉔ 行政事件訴訟法における義務付け訴訟には、直接型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第 3 条第 6 項第 1 号）と申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第 3 条第 6 項第 2 号）がある。これらに関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 申請型義務付け訴訟は、申請又は審査請求をした者以外の者も提起することができる。
2. 直接型義務付け訴訟も申請型義務付け訴訟もともに、一定の処分又は裁決がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあることが、訴訟要件の一つである。
3. 直接型義務付け訴訟も申請型義務付け訴訟もともに、義務付けの訴えに係る処分又は裁決が裁量処分に当たる場合、一定の処分又は裁決の内容を特定して義務付けを命ずることができないので、棄却判決がされる。
4. 直接型義務付け訴訟において勝訴した原告が、義務付け判決を受けてされた行政庁の処分になお不服がある場合、当該義務付け判決に対して再審の訴えを提起することができる。
5. 義務付け訴訟には仮の救済手段として仮の義務付けが規定されており、義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があることが、申立てが認められるための要件の一つである。